

住宅・土地統計調査へのご協力をお願い

全国で約340万の住戸・世帯を対象に、住宅・土地統計調査が実施されます。調査対象となる住戸には調査員証を所持した調査員が訪問しますので、調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をお願いします。

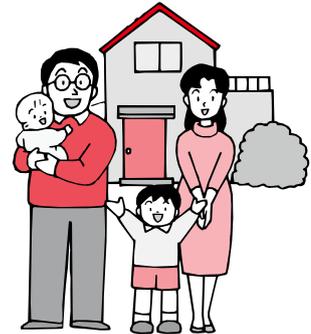
住宅・土地統計調査とは

日本における住戸（住宅、住宅以外で人が居住する建物）に関する実態ならびに現住居以外の住宅と土地の保有状況などに関する実態を明らかにすることを目的とした政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。

調査の結果は、国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、耐震や防災を中心とした都市計画の策定など、暮らしと住まいに関する計画や施策の基礎資料として利活用されます。

調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外に使用することは絶対にありません。

- 調査時期 9月中旬～下旬頃
- 調査対象 市内約2千の住戸・世帯
- 調査基準日 10月1日(日)
- 回答方法
インターネットでの回答または調査票への記入
- 問い合わせ先
総合政策課
☎(32)8886



9月1日～10日は 「屋外広告物適正化旬間」

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、立看板、はり紙、建物などに表示、設置されたものをいいます。

この旬間は、地域の良好な景観を踏まえた安全な屋外広告物のあるまちづくりに向けて、国土交通省が定めました。

屋外広告物の安全を確保し、危険な事故を防ぐため、適正な管理と点検をお願いします。

市内に屋外広告物を設置する際には、設置場所や広告物の面積によって許可が必要となりますので、お問い合わせください。

- 問い合わせ先
都市計画課 ☎(32)8909

野生のきのこ・山菜類を採取・販売する方へ

原子力災害対策特別措置法に基づき、出荷制限区域で採取された野生のきのこ・山菜類は、飲食店などでの提供や販売(インターネット販売、通販を含む)はできません。

また、出荷制限区域外の地域で採取されたものは、販売前に放射性物質モニタリング検査が実施されていることを確認してください。県ホームページにて、検査結果は「作物別モニタリング」、出荷制限は「出荷制限」で検索できます。

販売の際は、「品目名」のほか、「産地(都道府県名+市町名)」と「野生」の表示を徹底してください。

- 問い合わせ先
野生のきのこ・山菜類について
県南環境森林事務所 ☎0283(23)1443
- 食品の安全性について
県南健康福祉センター ☎(22)4235

■相続 ■遺産分割 ■生前贈与 ■遺言書作成
相続税申告も財産の名義変更も一括安心のサポート

**飯野洋税理士
行政書士事務所**

相談無料 お気軽に!

下野市下古山2328-22
TEL.0285-29-7561
http://www.iinokaikei.jp



広告



腰痛専門整体院

札希-さつき-小山店
☎9:00～21:00

初回特別価格980円/月8名様限定

小山市西城南6-24-14 グリーンヒルズ101

☎080-9827-0688

ホームページ

